

デサントフィットネスラウンジ 細則

第1条(定義)

本細則は、デサントジャパン株式会社およびデサントジャパン株式会社が指導業務運営を委託した会社(以下、あわせて「会社」という。)が運営・管理を行う「デサントフィットネスラウンジ」(以下、「当クラブ」という。)の施設利用について、必要な事項を定めます。

第2条(会員種別)

- 当クラブの会員種別及び利用範囲は、次のとおりとします。
 - 高校生以上で入会された方を一般会員とし、当クラブの全サービスを利用できるものとします。
 - 夫婦で入会された方を夫婦会員とし、当クラブの全サービスを利用できるものとします。
 - 高校生以上で、施設利用範囲が限定される会員として入会された方を DAY タイム会員とし、平日の火曜日～金曜日午後 12 時～17 時の時間帯で、当施設のレッスンサービスを除くすべてのサービスが利用できるものとします。
但し、平日の火曜日～金曜日午後 12 時～17 時の時間帯でのパーソナルレッスン、及び土日、祝日の不定期で開催されるイベントレッスン等は利用できるものとします。
- 夫婦会員が種別の要件を失った場合は、翌月から一般会員への種別変更または、退会するものとします。
- 会社が必要と認める時には新たな会員種別を設置及び変更、廃止することがあります。

第3条(入会金・事務手数料・月会費)

- 当クラブの入会金、年会費及び月会費は、次のとおりとします。

会員種別	入会金(税別)	事務手数料(税別)	月会費(税別)
一般会員	12,000 円	3,000 円	5,800 円
DAY タイム会員	12,000 円	3,000 円	3,800 円
夫婦会員	12,000 円	3,000 円	4,000 円

- 入会時に支払うべき月会費については、利用開始日に応じて、次のとおりとします。

利用開始日	支払うべき月会費	備考
1 日～7 日	2.00 ヶ月分	当月 1 ヶ月分および翌月分
8 日～14 日	1.75 ヶ月分	当月 0.75 ヶ月分および翌月分
15 日～22 日	1.50 ヶ月分	当月 0.5 ヶ月分および翌月分
23 日～末日	2.25 ヶ月分	当月 0.25 ヶ月分および翌月分、翌々月分

第4条(諸料金)

当クラブの諸料金は、次のとおりとします。

項目	金額(税別)	備考
レッスン利用料	※	※ 別途各レッスン毎に明示します
休会費	一般会員 1,200 円 DAY タイム会員 1,200 円 夫婦会員 1,200 円	
会員証再発行手数料	2,000 円	
未納処理事務手数料	2,000 円	自動引落が出来なかった場合など。

第5条(月会費・利用料等の支払)

- 当クラブの入会金・月会費・諸料金については、会社指定の金融機関を通じた預金口座振替(自動引落)またはクレジットカード(継続課金)によりお支払いいただきます。ただし、自動引落ができなかった場合や会社が別途指定する場合には、会社指定の金融機関預金口座へ振込をしていただくか、現金にてお支払いいただきます。

- 入会金は、入会申込手續の際に、会社が指定する期日に現金でお支払いいただきます。
- 月会費及び休会費は、口座振替の場合は毎月 27 日に翌月分を、クレジット継続課金の場合はクレジット会社が指定する日に前月分を収納処理いたします。
- レッスン利用料その他の諸料金は、それが発生した際に会社が指定する期日・方法にてお支払いいただきます。

第6条(営業時間・開講時間)

- 当クラブの営業時間および電話受付時間は、次のとおりとします。

曜日	営業時間及び電話受付時間
火曜日から金曜日	9 時 00 分から 22 時 00 分まで
土曜日	9 時 00 分から 19 時 00 分まで
日曜日	9 時 00 分から 17 時 00 分まで
月曜日	16 時 45 分から 22 時 00 分まで

- 当クラブで実施する各レッスンの開講時間は、当クラブ施設内に掲示するとともに、当クラブウェブサイトに掲載します。
- 会員規約第 19 条 2 項に掲げる事由等により、営業時間または開講時間を変更する場合、会社は、当クラブ施設内での掲示及び当クラブウェブサイトへの掲載をもって、会員に告知します。

第7条(休館日)

- 会則第 23 条第 4 項が定める休業期間に応じた月会費の減額については、次のとおりとします。

休業期間	減額する割合
月間 15 日以上、25 日未満	50%
月間 25 日以上	100%

附則

本細則は、2015 年 10 月 1 日より施行します。
本細則を、2016 年 11 月 1 日に改訂します。
本細則を、2017 年 4 月 1 日に改訂します。